

平成29年2月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月10日（金） 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（22名）

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員（4名）

※ 新しく第1分科会長に互選された山田委員のあいさつ

○会長 先月20日に福岡市で開催されました福岡県農業委員会研修大会は大変お疲れでございました。その中で小郡市農業委員会が農業者年金加入推進にあたり加入推進優秀賞を受賞し、これもひとえに皆様のご尽力のたまものであり 厚くお礼を申し上げます。

本日は総会終了後、認定農業者の会、土地改良事業連合協議会と合同で同和問題研修会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は寒い中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。よって、平成29年2月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、20番 柳文子 委員、21番 永利 春雄 委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について2件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

番号1は光行の畑2筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号2は山隈の畑1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の田1筆です。露天駐車場として使用するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は甘木鉄道の立野駅から、おおむね500メートル以内の区域になるので第2種農地に該当し、代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行

います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○委員 医療法人は農地をもてるのですか。

○事務局 患者のリハビリのために、過去農地法３条許可で当該農地を取得されており、今回の農地法４条許可申請については所有権移転はありません。

○議長 議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第２号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、１件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の３ページをお願いします。議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号１は、平方地内の畑１筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、第１種農地ですが、集落に接続して設置される住宅ですので例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第３分科会へお願いしておりましたので、第３分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第３分科会長 ご報告いたします。議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、第３分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第３分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○議長 議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転8件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は三沢地内の田2筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号2は二森地内の田1筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号3は上西鯨坂地内の田2筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

5ページの番号4は上西鯨坂地内の田1筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号5は下西鯨坂地内の田1筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号6は赤川地内の田2筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

6ページの番号7は光行地内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

番号8は山隈地内の畑5筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

番号1から番号8は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転8件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は借手の変更のための合意解約です。

次に番号2は売買のための合意解約です。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は露天駐車場に使用するため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項３件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして２月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成２９年２月１０日（金） 午後 ２時３０分閉会